



⑧ 被保険者証・高齢受給者証添付不能・減失届

被保険者証記号・番号	被保険者氏名	本人との続柄	資格喪失年月日
			平成 年 月 日
			平成 年 月 日
			平成 年 月 日
			平成 年 月 日
被保険者証・高齢受給者証を返却できない詳細な理由			

⑨ 資格喪失届による遅延理由書

被保険者証記号・番号	被保険者氏名	本人との続柄
遅 延 理 由		

～届出の際の注意事項と添付書類について～

■注意事項

- ・ 個人番号(マイナンバー)は番号法、国民健康保険法及び施行規則に基づいた事務手続きにおいて必要となります。
- ・ 喪失者の個人番号(マイナンバー)については適正な方法で削除します。
- ・ 異動の際は14日以内に届け出てください。
- ・ 喪失者は組合員世帯ごとに届出書を提出してください。
- ・ 喪失年月日及び理由は必ず記入してください。  
※関東信越税理士会退会、税理士事務所退職、死亡の場合はいずれもその翌日が喪失年月日となります。
- ・ 喪失証明書の発行を希望する方はいずれかの送付先に○を付けてください。

■添付書類について

- ・ 被保険者証、高齢受給者証(70歳以上75歳未満)、限度額適用認定証(交付者のみ)  
※何らかの理由で上記の返却ができない場合は、⑧を記入してください。
- ※資格喪失年月日が3ヶ月以上遡る場合は⑨を記入し、次に加入した保険者の被保険者証の写しを提出してください。